

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ⑩ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 22～23 のとおり変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町地区） 別紙 22
- ・東京都市計画下水道（東京都公共下水道）（銭瓶町ポンプ場） 別紙 23

- ⑪ 東日本旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社及び独立行政法人都市再生機構が、品川駅周辺地区において、駅前広場を介しまちと一体化する新駅設置、羽田空港国際化、リニア開業、品川駅再編を見据えた国際拠点に係る都市基盤を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 24～26 のとおり決定又は変更する。【平成 29 年 4 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 24

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画土地地区画整理事業品川駅周辺土地地区画整理事業 別紙 25
- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 332 号線 別紙 26

- ⑫ 住友不動産株式会社が、臨海副都心有明地区において、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 27～28 のとおり変更する。【平成 28 年 10 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画 別紙 27

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 28

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型M I C E及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は、別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

- ⑥ 一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント
・日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道 (別添 6)

- ⑦ グリーン大通りエリアマネジメント協議会
・池袋駅東口グリーン大通り (別添 7)

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

- ③ 社会福祉法人世田谷共育舎が東京都立蘆花恒春園 (東京都世田谷区) に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

- ④ 株式会社こどもの森が品川区立西大井広場公園 (東京都品川区) に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

- ⑤ 民間事業者が横浜市立反町公園 (神奈川県横浜市) に保育所を設置するため、横浜市が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

(14) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、千葉市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(15) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

東京都内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成28年4月より実施】

(16) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

株式会社いぶき（神奈川県藤沢市）が、自社や藤沢市内において製造された農畜産物を活用し、神奈川県藤沢市内に農家レストランを設置する。

【平成28年度中に実施】